

第33回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2008年7月29日(火) 10:30～11:45

2. 場 所 中央合同庁舎4号館10階 1015会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員

外務省 不拡散・科学原子力課 孫崎首席事務官

国際原子力協力室 長沼首席事務官

軍備管理軍縮課 福井 課長補佐

総務省 消防庁

予防課特殊災害室 大嶋課長補佐

農林水産省

農林水産技術会議事務局技術政策課 高橋課長補佐

消費・安全局植物防疫課 石川国内検疫係長

内閣府

原子力安全委員課委員事務局 明野総務課長

原子力政策担当室 土橋参事官

牧参事官補佐

4. 議 題

(1) 平成21年度原子力関係経費の概算要求構想及びフォローアップのヒアリング(原子力委員会、原子力安全委員会、外務省、総務省、農林水産省)

(2) その他

5. 配付資料

(1-1) 平成21年度の原子力関係経費の見積りについて(内閣府・原子力委員会)

(1-2) 平成21年度の原子力関係経費の見積りについて(原子力安全委員会事務局)

- (1-3) 平成21年度の原子力関係経費の見積りについて（外務省）
- (1-4) 平成21年度の原子力関係経費の見積りについて（総務省消防庁）
- (1-5) 平成21年度の原子力関係経費の見積りについて（農林水産省）
- (1-6) 食品照射専門部会報告書「食品への放射線照射について」について（H18.10.3 原子力委員会決定）
- (1-7) 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について（H19.5.15 原子力委員会決定）
- (1-8) 原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価について（H19.11.20 原子力委員会決定）
- (1-9) 地球温暖化対策としての原子力エネルギーの利用拡大のための取組み（H20.3.13 原子力委員会決定）
- (1-10) 原子力の安全確保の取組に対する信頼の回復に向けて（H19.4.26 原子力委員会見解）
- (1-11) 柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について（H19.8.7 原子力委員会見解）

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第33回の定例会議を始めさせていただきます。

本日の議題は、一つが、平成21年度原子力関係経費の概算要求構想及びフォローアップのヒアリング、原子力委員会、原子力安全委員会、外務省、総務省、農林水産省の順でお話を伺うことになっています。二つ目は、その他です。

それでは、最初の議題からどうぞ。

- (1) 平成21年度原子力関係経費の概算要求構想及びフォローアップのヒアリング（原子力委員会、原子力安全委員会、外務省、総務省、農林水産省）

(土橋参事官) それでは、最初、原子力委員会につきまして、牧補佐より説明をさせていただきます。

(牧参事官補佐) おはようございます。まず、原子力関係経費の関係でございますが、全体的話からさせていただきたいと思います。毎年原子力委員会の方で概算要求の前の時期、6月末から7月あたりに原子力関係経費の見積りの基本方針を策定してございます。今年につきましては7月1日に21年度の基本方針を決定いたしました。

これを受けまして、関係省庁の方で概算要求をしていくということになるわけですが、現在関係省庁で検討されている概算要求の構想につきまして、本日、それからあさって臨時会議を開きまして、その2回に分けて関係省庁から要求の構想を伺う予定にしております。

それから、今年度の取組といたしまして、これまで原子力委員会で政策評価等いろいろやってまいりましたけれども、その中で原子力委員会の決定ですとか見解という形で関係省庁に対していろいろとお願いをしてきたこともございますので、その決定や見解のフォローアップを今回のヒアリングに併せて行いたいと考えております。

資料といたしましては、様式1、資料1-1号から資料1-5号までありますけれども、各省庁の要求の全体方針ということで様式1と右肩についているもの、それから個別の政策の概要ということで様式2がついているもの。それから、本日の資料では資料1-6号から資料1-11号までございますけれども、様式3という形でこれまでの決定や見解に対して関係省庁がどのような取組をしたのかというフォーマットを作りまして、これを関係省庁に埋めていただいたものでございます。

本日のヒアリングでは、本日は私ども原子力委員会、それから原子力安全委員会、外務省、総務省、農林水産省からヒアリングを受けたいと思います。それから、あさってでございますが、文部科学省、経済産業省、環境省、国土交通省からヒアリングを受けたいと思います。

本日の資料、様式3のところでは、本日ヒアリングで御説明いただく省庁以外のところは空白になってございますが、あさっての段階では全部埋めたものをお出ししたいと考えております。

まず原子力委員会の担当部分ということでございまして、資料1-1号を御覧ください。こちらに原子力委員会の運営経費について書いてございます。原子力委員会は、昨年度に引き続き、大綱に基づく妥当性の評価、フォローアップ、それから地域との相互理解、地域共生、国際社会の対応等、原子力政策上の課題について取り組んでいくための予算を計上していきたいと考えてございます。20年度の予算は約2億5,000万でございます。21年度の概算要求額については現在内閣府の中で調整中でございます。

主な取組といたしましては、1ページ目の下の方でございますが、ここに(5)と突然出てまいりますけれども、これは7月1日に取りまとめました基本方針から引いているところでございます。「国民及び立地地域社会との相互理解や地域共生を図るための活動の充実」ということで、従前より実施してございます市民参加懇談会や公開フォーラム等の情報提供・意見交換の場を設けていくことについて引き続き予算要求していきたいと考えてございます。具体的なところは様式2のところに書いてございますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

それから、2ページのところでございますが、基本方針のところ、「原子力平和利用の厳正な担保と国際社会への対応の充実」のところでございます。私どもで実施してございますFNCA（アジア原子力協力フォーラム）等様々な会議等ございますので、そちらを通じて国際的な取組を進めていきたいと考えてございます。

それから、様式3の方でございますが、原子力委員会事務局の方で記入してございますのが、様式3-2、3-3、3-4でございます。本日の資料ですと、資料番号1-7、1-8、1-9ということになります。

まず資料1-7号、様式3-2を御覧ください。まず、一番上の(1)のところ、この様式については19年5月に委員会決定していただきました「平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価」、政策評価部会で検討してきたものでございますけれども。これに係る決定の中において原子力委員会及び文部科学省等、(1)の

ところでございますが、この情報について効果的に公開していくべきということを書いてございます。

このうち、原子力委員会事務局担当のところでは、プルトニウム利用の透明性の確保に資するため、「我が国のプルトニウム管理状況」の取りまとめを公表し、I A E Aに外務省を通じて報告してございます。それから、事業者から回収プルトニウムの利用計画についても毎年報告を受けて、それを公表しているところでございます。

(2) のところでございますが、「国民への情報発信、国内関係者間の意識共有」という点では、保障措置の活動について、先週もございましたけれども、報告を受け、それを公開していくということを私どもで実施してございます。

それから、次の3ページにいただきまして、「(5) 国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組」というところでございます。こちらのところでは、不拡散体制の強化に関する委託研究も実施しまして、その結果も踏まえまして、国際的な議論において日本独自の提案を行っているところでございます。それから、核セキュリティの関係では、関係省庁との連絡会議を設け、I A E Aのガイドライン等が今検討されておりますが、その改訂作業に日本として積極的に参加してございます。それから、我が国の核物質防護に関する基本的な考え方につきましては、原子力防護専門部会において検討していく予定でございます。

次の資料、様式3-3、資料番号で言いますと資料1-8号でございます。これも政策評価部会の決定でございませけれども、国民・地域社会の共生に関する取組の基本的考え方の評価ということでございます。まず1. の(1) のところで、「原子力施設の運転に関する基礎情報の共有」というところでございます。ここに記載してございますのは、市民参加懇談会の開催ですとか、それから今年から新たに始めました原子力委員会のメールマガジンについて記載してございます。

それから、3ページのところでございます。3. 「(1) 国が前面に立った原子力政策の推進」とございます。こちらのところでは近藤委員長によります立地自治体首長との意見交換ですとか、これも今年から始めてございますけれども、立地自治体以外の自治体との首長との意見交換、こういうものを行っているということを記載してございます。

それから、資料1-9、様式3-4でございませが、こちらにおきましては、2ページ目の取組2、③のところ、先ほどもございました委託研究の結果を踏まえて日本独自の提案をしているということを記載してございます。

原子力委員会事務局からは以上でございませ。

併せまして、今回ヒアリングでお呼びしていない省庁さんについてもこのフォローアップの中で記載しているところがございますので、それについて私の方から簡単に御紹介させていただきたいと思えます。

様式3-1、資料番号1-6号のところがございます。これは平成18年10月にまとめました食品照射の関係の決定でございます。これにつきましては、農林水産省は後でヒアリングにお越しいただきますが、食品安全委員会ですとか厚生労働省はお呼びしてございませんので、私の方から簡単に御紹介したいと思えます。

まず1ページ目の(1)、①のところ、食品安全行政の観点からの評価ということでございます。まず、食品安全委員会さんの方におきましては、この仕組みとして、規格基準を定める場合には食品安全委員会の評価を受ける仕組みとなっているのですが、厚生労働省において検討して、諮問された場合には科学的な審議を行っていくことが記載されてございます。

それから、その下側でございますが、平成18年12月、食品照射専門部会の報告書が出たその2カ月後、12月に、薬事・食品衛生審議会の食品衛生分科会に報告され、食品安全行政の観点から、食品への放射線照射についての調査研究を行うことが了承され、現在科学的知見の収集・整理等を実施中だと聞いております。

それから、2ページ目(2)の①のところがございます。「検知技術の実用化等」の中で公定検知法というのが出てきてございます。そこは厚生労働省の方で、厚生労働科学研究費による研究開発を行っているところでございまして、その研究結果を踏まえ、昨年7月に検知法を示したということがございます。

それから、(3)の①のところがございます。「食品照射に関する社会受容性の向上」のところがございます。ここにつきましては、食品安全委員会の方で昨年9月に海外からの専門家を招聘して、食品に関するリスクコミュニケーション放射線照射食品をめぐる国際的な状況、というような意見交換会を開催したということをお聞きしてございます。

私からの説明は以上でございます。

(近藤委員長) まず、この資料の最初の平成20年度というところ、21年度ですね。

(牧参事官補佐) 失礼いたしました。

(近藤委員長) もう一つ。政策大綱では、2010年から第二再処理の問題を検討すると言っていますね。そのためには準備が必要ですが、委員会予算にはその準備をする予算が含まれているのかと聞かれると思うのですが、それにはどう答えるのですか。

(牧参事官補佐) こちらにつきましては予算の見積りのところを記載してございます。

(近藤委員長) そういう活動もこの予算で当然にカバーされますという説明ですか。

(牧参事官補佐) この予算自体は原子力委員会運営全体の予算でございますので、その中でやっていくということになろうかと思えます。

(近藤委員長) はい。他に何か御注意いただくところございましょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、次。

(土橋参事官) 続きまして、原子力安全委員会の事務局の明野総務課長より御説明をいただきます。よろしくをお願いします。

(明野総務課長) それでは、原子力安全委員会の関係の概算要求の考え方について御説明いたしたいと思えます。お手元の資料では資料1-2号です。この中に概算要求のポイントという1枚紙が入っているかと思えます。それで、21年度予算要求の主要点の御説明をしたいと思えます。

基本的な考え方のところに書いてございますが、主要点の第1点目は、耐震安全性の向上のための取組の強化ということでございます。これにつきましては、御存じのように、一昨年に策定をしました新耐震指針に基づき、既存原子力施設のバックチェックを実施しているわけでございますけれども、中越沖地震の影響も踏まえつつ、原子力安全委員会におきましては昨年12月に調査審議体制を抜本的に強化しまして、耐震安全性評価特別委員会を設置して調査審議を進めているところでございます。来年度も引き続き調査審議を充実していく必要がございまして、そのための手当等の予算、それからその調査審議体制の強化に加えまして、事業者が実施しました耐震安全性の評価結果の妥当性を検討するため、事業者及び規制行政、主体が異なる評価手法について耐震に関する安全に対するクロスチェックも実施する必要がある場合には実施するというところで、そのための経費の増額を検討しているところでございます。

それから、2番目の主要点といたしまして、放射性廃棄物関係でございます。御存じのように、本年6月にJAEA法が改正をされまして、RI研究所等廃棄物の処分に係る実施主体が明確化されました。そういったこともきっかけといたしまして、ウランを取扱う施設、これはJAEAの研究施設もウランを取り扱う施設があるわけですが、その他ウラン加工事業者が持つ施設についても要請によりましてJAEAが処分するという枠組みが整理されたわけでございます。そういった状況もございまして、原子力安全委員会としてウラン

に関する廃棄物、特に放射性物質を扱う必要のないものの区分基準、クリアランスレベル等の基準類を検討するための体制の強化ということで、具体的には検討会を設けましてそのための審議をするための手当等を要求したいと考えているところでございます。

それから、3点目でございます。原子力安全確保に係る国際協力に関する取組の充実・強化ということで、近年アジア諸国を中心に、新たに原子力発電の導入に向けた動きが活発化しているところでございます。そういった動向も踏まえまして、先日の北海道洞爺湖サミットにおきまして、3S、セーフガード、セーフティ、セキュリティに関するイニシアティブが開始されたということもございまして、原子力安全委員会として特にセーフティの観点につきまして、国際協力でこういったことをしていくべきなのかといったことにつきまして調査をしたいという、その調査のための経費を要求したいと考えてございます。

具体的には、原子力発電所の導入を検討している国の安全規制確認、技術基盤に関する動向、インフラの状況等についてまず調査をすることから始めたいと考えているところでございます。

以上が21年度概算要求のポイントです。

御指定の様式の関係で、資料1-2号の2ページ目を御覧いただきたいのですが、見積りの基本方針との対応状況ということでございます。見積りの基本方針の「(1)原子力安全の確保の充実に向けた対応」ということでは、今御説明いたしました耐震安全性の向上のための取組の関係、それからウラン廃棄物処分に係る基準の策定の関係が基本方針の

(1)に該当するものと考えております。

それから、「(6)原子力平和利用の厳正な担保と国際社会の対応の充実」という点につきましては、3番目に御説明をさせていただきました原子力安全確保に係る国際協力に関する取組の充実・強化といったところが該当すると考えてございます。様式2の3ページ目でございますが、これは原子力安全委員会関係の予算の原子力安全行政の充実・強化という関係の予算の部分でございます。この関係では、3.(1)で書いてございますように、必要性・緊急性ということにつきましては、そこに書いてありますような課題に対して、原子力安全行政の充実・強化ということで関係する政策を一層の充実・強化するために取り組んでいきたいと考えてございます。

19年度の成果としましては、ここに関係するものとしては、19年度には専門部会報告書を6件まとめるなどの成果というものを出示してございます。

それから、5ページ目、もう一つ原子力安全委員会の関係の予算で大きなものとして、原

原子力安全確保総合調査、これは委託費でございますけれども、この委託費につきましては原子力安全委員会として常に最新の科学的・技術的知見を獲得するという観点から、必要に応じて調査をしているわけでございます。平成19年度、3. (2) に書いてございますけれども、平成19年度は23件の外部機関への調査委託をして、その調査結果に基づきまして指針類の改訂等に作成をしてきてございます。

予算の関係、以上でございます。

それから、幾つかの原子力委員会決定に係る原子力安全委員会の取組状況ということでございますが、まずは資料第1-8号、様式3-3でございまして、「原子力政策大綱に示している原子力と国民・地域社会の共生に関する取組の基本的な考え方の評価について」につきましては、1. (2)、「異常事態や緊急時の広報が的確に実施されるための通常時からの対策」ということで、これに関する原子力安全委員会としての取組としましては、政府が実施する原子力総合防災訓練、それから地方公共団体が実施する原子力防災訓練に参加するとともに、原子力安全委員会の中でも独自訓練を実施しております。異常事態を想定した情報連絡の訓練等、そういったことを実施しているところでございます。

それから、今年度から危機管理を担当する企画官を設置いたしまして、平常時におきましては実効性ある防災訓練の企画立案、それから緊急時におきましては、この企画官が現地に即座に派遣というような防災体制をとったところでございます。

あともう一つ、資料第1-11号「柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県中越沖地震の影響を踏まえた今後の対応について」という原子力委員会決定に関連する取組でございます。まずは1ページ目(3)でございまして、既設の原子力施設の周辺地域に住む人々は、この施設の耐震安全性に強い関心を有しているの、原子力安全委員会はバックチェックの妥当性を確認して、国民、特に立地地域住民に適切に説明することという点でございます。また、取組としましては、下の方に書いてございますけれども、中越沖地震が起こりました後、原子力安全委員会におきましては耐震安全性に関する調査プロジェクトチームの中で中越沖地震の分析、その後それと耐震安全性に関する検討をしたわけですが、その後、昨年12月に抜本的にこの耐震安全性に関する調査審議体制を強化するために、耐震安全性評価特別委員会を設置したところでございます。更にその下に、評価検討委員会、ワーキング・グループを設置する等しまして、調査審議体制を強化しているところでございます。

この中で、これまでに、今年3月末までに事業者から耐震安全性の確認、バックチェックに関連する中間報告等が原子力安全・保安院に提出されたわけでございますけれども、原子

力安全委員会は原子力安全・保安院から中間報告等について報告を受けるとともに、原子力安全委員会自ら事業者等から報告内容について説明を受けております。

この原子力安全・保安院からの報告、それから事業者からも補足的な説明を受け、それを踏まえまして、原子力安全委員会は原子力安全・保安院に対して中間報告等のバックチェックの際に考慮すべき事項というものを5月16日、5月22日、それから6月16日に原子力安全・保安院に対して考慮すべき事項を抽出して要請をしたところでございます。

なお、このバックチェックの確認状況といいますか、原子力安全委員会調査審議の状況については全て公開でやってございます。それから、調査審議で活用している資料等についてもホームページで公表をしているところでございます。

それから、地元の関係という点につきましては、この委員会の下で設置されています施設健全性評価委員会を例えば柏崎市で開催する等、立地地域においても透明性の確保に努めているということでございます。

それから次のページを御覧いただきたいと思うのですけれども、2ページ目でございます、(5)の部分でございます。原子力安全委員会は最新の知見に絶えず注目し、無視できないものが見出された場合には、これの影響を小さくするように、規制基準等への反映を速やかに行う必要があるという点でございます。これに対して原子力安全委員会の取組といたしましては、先ほども触れましたけれども、委託調査等によりまして、常に最新の科学技術的知見の収集に努めるとともに、専門部会等の調査審議の場におきまして、必要に応じ、外部有識者に参画いただく等、最新の科学技術に絶えず注目して、それを安全委員会における調査審議に反映していくということに取り組んでいるところでございます。

中越沖地震の関連について言いますと、そういった意味で中越沖地震の影響を踏まえまして、昨年12月には火災防護指針を改訂いたしましたし、最新の科学的知見を踏まえた活断層の調査・認定の方法を示すため、活断層等に関する安全審査の手引きを本年6月に策定する等、耐震安全に関して予断を持たず、科学的知見や事実に基づき判断することが重要との観点から、取り組んできているところでございます。

以上、私の方から御説明は以上でございます。

(近藤委員長) はい、丁寧な御説明ありがとうございました。委員各位の質疑をお願いします。

はい、伊藤委員、どうぞ。

(伊藤委員) 一つだけ意見。地震の関係ですが、今回中越沖地震あるいは東北地震で、地震をいかに精度よく想定するかが今大変関心事になっていると思います。見直された指針はこの

点も十分考慮して見直された指針だと理解しておりますが、いずれにしましても、耐震安全研究を効果的・効率的に進めるためには、最新の知見を常に取り入れつつ進んでいくことが非常に大事で、原子力分野以外の研究機関、例えば地震研究推進本部、こういったところの研究成果の活用など総合的に考えて進めることが効果的だと思っております。

これについては安全委員会の原子力の重点安全運転計画でも触れられておりますし、この点について今後十分やっていってほしいと思います。

以上です。

(明野課長) ありがとうございます。まさに先生御指摘のとおりでございます。地震調査研究推進本部の取組についてもしっかり把握した上で耐震安全性のバックチェックをやっていく必要があるということで、その研究状況につきましては、昨年開催しました安全研究専門部会におきましても、その取組の状況を安全研究専門部会の場で報告をしていただいております。今年度も安全研究専門部会におきまして、そういった地震調査研究推進本部の取組も適宜聞いて取り組んでいきたいと思っております。

(近藤委員長) 他に。はい、田中委員。

(田中委員長代理) ウラン廃棄物の基準を是非速やかに作っていただくようによろしくお願ひしたいと思います。

(明野課長) はい、原子力安全委員会としてはこれについて早急に取り組みたいと考えて、今検討しているところでございます。

(近藤委員長) 私から一つ。原子力委員会は、地震の発生後、関係者に対して、内外の情報を的確に勉強して反映云々としましたが、そうした理由の一つに、例えば地震動の激しさに関して、国内ではしばしば最大加速度だけが言及されますが、これは国際社会の常識からすると異常なことという思いがありました。プラントに加速度計だけしかないのもおかしい。国際社会の常識は議論の対象は積分加速度の値であって、しかも、それが測れる地震計が装置されているのが普通ではないか。地震大国と言われながら、国際的に見ると、必ずしも日本の地震に関する我が国の取組には必ずしも最先端ではない事例もある。このことは I A E A の調査団の報告書からも読み取れる。さりげなく書いてあるのですけれどもね。

その原因は、やはり内外情報の十分な分析をしていないからではないかと考え、是非それについて、行政府がさぼっていると思ったら原子力安全委員会が声を大にして指導していただけるといいなど。あの文章には、そういう思いも込めてあるつもりです。よろしくお願ひします。

(明野課長) はい、御指摘の点、原子力安全委員にもお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

(近藤委員長) それでは、時間ですので、これで終わります。

ありがとうございました。

(土橋参事官) 続きまして、外務省から、不拡散・科学原子力課の孫崎首席と、それから国際原子力協力室の長沼首席にお出でいただきました。

では、よろしくをお願いします。

(孫崎首席事務官) どうもありがとうございます。不拡散・科学原子力課の孫崎でございます。外務省にかかわる原子力関係経費の見積りについてということで、まず資料第1－3号、様式1から簡単に御説明をさせていただきます。

最初の1. にございますとおり、概算要求方針といたしましては、第1に国際的な核不拡散体制の維持・強化。そして、第2に世界規模での原子力の平和的利用の促進とそのための国際的な研究・開発の促進・強化。そして第3に、高度な水準の原子力安全・セキュリティを確保するための国際的な体制と協力の強化ということを大きな方針にして取組を行っておるところでございます。

21年度要求額については調整中でございますが、3. の「基本方針」への対応状況ということで御紹介をさせていただきます。まず、原子力平和利用の厳正な担保と国際社会への対応の充実という点につきましては、まず核不拡散体制の維持・強化及び原子力の安全確保のため、IAEA等の国際機関や関係国との連携・協力、IAEA保障措置活動、国際的原子力安全及び核セキュリティ活動に関する国際社会の取組への貢献、並びに我が国の政策に関する情報発信活動の充実。

次に、IAEA等の国際機関における活動への積極的な参加並びにGIF、INPRO及びGNEP等への参画を通じた国際協力の推進。

第3に、原子力発電所建設への我が国産業の参加を促進するための環境整備。並びにアジアにおける原子力分野の人材育成及び原子力発電導入国の基盤整備等への協力。

最後に、我が国と各国との間で相互に利益が得られる国際協力又は国際共同作業を進めるための政策対話や専門家交流の推進。この中に、二国間原子力協力協定の策定といったものも入ってくるか考えております。

具体的にこれを財政的にどういう形で行っていくかということでございますが、主な施策

として、その下に六つ掲げてございます。金額的にも圧倒的に大きいのは I A E A に対する分担金、それから技術協力基金、そして核物質等テロ行為防止特別拠出金というところでございます。それから、原子力安全関連拠出金、そして二国間の原子力協定締結交渉関連経費及び国際活動参加経費ということで、それ以外のものというのも掲げさせていただいております。

詳細につきましては、続きまして様式 2 の方にそれぞれ施策概要ということで御紹介をしております。

まず、I A E A の分担金につきましては、我が国は約 16.5% の分担率に基づいて拠出してございまして、これは米国に次いで第 2 位の拠出額ということになっております。平成 20 年度の予算額で申し上げますと、70 億円強ということでございます。

同様に、義務的な性格を持っております拠出金として、次の I A E A 技術協力基金がございまして、この技術協力基金につきましては特に開発途上国における核不拡散体制の構築への貢献として重要な役割を果たしておると考えておるところでございます。

更に 7 ページにまいりますと、核物質等テロ行為防止特別拠出金という項目がございまして、これは 9・11 の後、特にテロ対策の国際的な取組の評価という流れの中で、核セキュリティの向上のために I A E A に対して拠出をしておるものでございます。

更に次の 9 ページにまいりますと、原子力安全関連拠出金ということで、チェルノブイリの石棺の安定化等のために E B R D に対して拠出を行っているという事業が引き続き継続をしておるということでございます。

さらに、二国間原子力協定締結交渉関連経費を掲げてございます。現在特にロシア、カザフスタンとの間で交渉が継続をしておりますけれども、これはまさに我が国の進める原子力の利用を実現していく中で非常に重要な要素であり、同時に核不拡散、原子力安全、核セキュリティといういわゆる 3 S を確保した形で、しっかりと行うべく交渉を続けておるところでございます。

国際活動参加経費でございますが、今しがた 3 S の話を若干申し上げましたが、北海道洞爺湖サミットでも 3 S がきちっと首脳宣言の中で言及されております。これを進めていくためにということでまさに今後の国際的な枠組みへの協力を強化していきたいと、こういうことでございます。

最後に、R C A、原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定関係経費というのを掲げてございます。これは特に原子力分野における技術協力事業のうち、ア

ジア太平洋地域を念頭に行ってきたおものがございます。

引き続きまして、様式3の方の御説明に移らせていただこうかと思います。資料1-6号、様式3-1につきましては外務省として特段かかわってくる部分というのはございません。

資料1-7号、様式3-2の方を御覧いただきますと、かなり様々な側面が出てきております。まず最初に申し上げたいのは、1ページ目の(3)でございます、「国際社会に対する発信」ということです。我が国、特にNPT体制の維持・強化というのを非常に重要な外交の柱としてきておるわけでございますけれども、その中で我が国自身の原子力の平和利用についてはしっかりとIAEAの保障措置に取り組んできており、2004年6月以降、保障措置下に置かれた核物質の転用を示す兆候、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないという結論をIAEAから得ております。我が国としてこのような国内における取組というのも国際的に核不拡散を追求していく上で重要な基盤と考えてきておるところでございます。更に、今年行われました北海道洞爺湖サミットにおきましては、議長国としてNPTの3本柱、すなわち不拡散、原子力の平和的利用及び軍縮、全てについてしっかりと取り組んでいかなければいけないことを首脳レベルで明確に再確認をしております。このような形での国際的な発信が一方であると同時に、国内における発信につきましても積極的に取り組んでおりまして、軍縮不拡散白書を隔年で発行しておりますけれども、本年も発行したところでございます。これについて英語版も作成をしておりますし、また是非外務省のホームページも御覧いただければと思います。この分野については特にしっかりと国内外に広報していくということが重要であるという考え方で取り組んできております。

この国内外に重要であるということをしかりと広報していくということと関連している部分もございまして、次の「(4) プルトニウム利用に関する透明性の確保」でございます。我が国としてもプルトニウム管理指針に基づいてしっかりとIAEAにプルトニウム保有量を申告して、我が国の原子力の平和利用に疑問が生じないようにやっけてきているところでございます。

更に、先ほどもちょっと御紹介をしたことと関連しますが、国際社会と協調した核不拡散、核軍縮の取組というのを(5)で掲げさせていただいております。特にこの分野で一つ、昨年も御紹介をいたしました、5年に1回開催されますNPT運用検討会議に向けたプロセスに関して、昨年の第1回準備委員会で、無事に2010年のNPT運用権等会議に向けたプロセスの立ち上げというのを、ウィーン代表部の天野大使が議長を務めまして無事プロセスの立ち上げに成功したというところでございます。このような形での国際的な議論を引き

続きリードしていくということが重要だろうと思っております。

同時に、特にアジア諸国を念頭に置いてということでございますけれども、例えばこれまでベトナム等におきまして、I A E Aの追加議定書の締結に向けた国内体制整備のためのセミナーを実施するといったような人的、財政的な支援を実施したり、あるいは、経済産業さんと御一緒に、アジア輸出管理セミナーを実施をしたり、あるいは、アジア不拡散協議ということで、局長級の政策対話を実施したりといったような取組を行ってきております。

今後とも引き続き、例えば国際社会で今大きな議論となりつつある核燃料供給保証、それから核セキュリティといった点についてもしっかりと会話をしていくということが重要であろうと思っております。どちらかというとも国際場裏の議論がどうしても中心になりますが、同時に先ほど申し上げたように、二国間原子力協定というものも3Sをきちっと踏まえた形で実施できるよう、しっかりと交渉を行っていくということを考えております。

それから、「(6)核不拡散への取組基盤の充実に向けた知識経営、人材の育成、関連技術開発等への取組」でございます。日本国際問題研究所軍縮不拡散センターを中心に、この分野の研究、あるいは米国のシンクタンク等との意見交換、軍縮不拡散問題講座の開催、C T B T国内運用体制の整備といったことを実施してきております。このような形でこの分野の取組のすそ野を広げていくということは非常に重要なのではないかと考えております。更に、国際的な観点から申しますと、例えば国連軍縮フェローシップによって若手外交官の招聘を行っているといった例もございます。引き続きI A E AあるいはC T B Tといった国際機関への職員の派遣といったことについても進めていくということを考えております。

資料1-8号、様式3-3は特段外務省の関係で御紹介することはございません。

資料1-9号、様式3-4、取組自体はかなり3-2のところでも申し上げたところでございますが、3Sの話について特に気候変動を意識した取組をしっかりとやっていくことが重要であろうということをこの様式3の中では御紹介をさせていただいております。

最後に、柏崎刈羽原発の地震の影響についてでございますけれども、様式3-6の冒頭でございますとおり、各国政府あるいは関連の国際機関への適切な情報の伝達ということで、我が国としての説明責任をしっかりと果たしていくといったことについて取り組んできたところでございます。

以上、長くなって恐縮ですが、御紹介させていただきました。

(近藤委員長) 簡潔に御説明いただきましてありがとうございます。委員の方、質疑をよろしく願います。

はい、田中委員。

(田中委員長代理) 様式3を非常にきっちりと書いていただいて、外務省の今までの原子力委員会の方針に対する、それから気象変動取組について真剣に取り組む姿勢が感じられて大変よいと思います。こういったことについて、原子力委員会も相当関心を持って重要性を認識しておりますので、協力して活動をしていきたいというお願いしたいと思います。

その点で一つ、今日はヒアリングですが、お金の点でもし必要あれば十分に必要なだけの予算要求は是非していただきたいなと思います。

(近藤委員長) どうぞ、広瀬委員。

(広瀬委員) 大変細かく御説明いただいたのですが、外国と協力するというのはいいですが、例えば国際的な会議に行きますと、必ず「日本の核武装は」という話が出てくるのですね。そういうところで広報の、日本の取組をもう少し積極的に発信をしていただけたらと思います。

(近藤委員長) 松田委員。

(松田委員) 外務省の予算のほとんどがIAEAのために、日本もお世話になっているのですが、IAEAとの調査のために使われるというか、IAEAのところにかかわる予算がほとんどですね、外務省関連の原子力関係の予算って、国内の国民に向けての予算って十分なのですか。それで、最後のところに、去年は予算取れていないんですけども、これが海外向けのところ、予算になっているようなんですが。14ページの原子力、これで言うと様式1の14ページのところ。

(近藤委員長) 数字がゼロになっているところ。

(松田委員) はい。去年はゼロだったのですね。

(長沼首席事務官) 背景を御説明します。昨年は、RCAの拠出がまだ残っていたために、予算要求を行わなかった経緯がありますが、今年は予算要求させていただく方向で調整しております。また、RCAにつきましては、毎年政府代表者会議が開催されておりますが、来年4月に日本で政府代表者会合をホストさせていただく予定で力を入れて十分に取り組んでいるところです。

(近藤委員長) はい。それについては我々資料も普段もらっているもので、勉強していれば分かるのですが、松田委員の質問に対する答えとしては、外務省は国内における軍縮のセミナーとか核不拡散セミナーとか国内活動もちゃんとやっているということがあるのだと思います。これらは原子力予算に分類していないので、ここで説明されないけれども、

様々な御案内を頂いていて頭にありましたので、解説させて頂きました。

(孫崎首席事務官) すみません、どうもありがとうございます。国内のあるいは国外も含めてですけれども、その宣伝という観点からはしっかり引き続き取り組んでいきたいと思っています。その例として、お差し支えなければ、国連軍縮会議のお話を御紹介させていただければと思います。

(福井課長補佐) 軍備管理軍縮課の福井と申します。国連と毎年共催で開催しております国連の軍縮会議というのが日本国内で、いろいろ埼玉だとか長崎、広島、去年は札幌で開催しました。今年は埼玉において8月27日から開催されると承知していますので、いろいろまた広報等させていただきますので、よろしく願いいたします。

(近藤委員長) はい。記憶では大変内容のある会議を毎年やっておられると理解しています。今年も成果が上がることを期待しています。

よろしいですか。

はい、今日はありがとうございました。

それでは、次、お願いします。

(土橋参事官) 続きまして、総務省消防庁より御説明をいただきます。消防庁予防課特殊災害室の大嶋課長補佐より御説明をお願いします。

(大嶋課長補佐) 総務省消防庁でございます。よろしく願いいたします。平成21年度の原子力関係経費につきまして御説明を申し上げます。

1の概算要求方針でございますが、消防庁におきましては、従来から原子力防災対策確立のため、地域防災計画の作成マニュアル又は原子力施設等におけます消防活動対策マニュアル等の作成・見直しを行ってきておりまして、今年度におきましても原子力災害発生時の応急対策につきまして指導等を行ってきてございます。

来年度におきましては、初動対応を含めた消防活動体制・防火安全体制の更なる充実・強化を図ることとしてございます。

予算でございますが、平成20年度予算につきましては一般会計から1,200万の予算を頂いておりまして、平成21年度につきましては現在調整中でございます。

3の取組につきましては2点ございまして、主な取組でございますが、原子力災害対策の拡充に要する経費、それと2点目は、緊急消防援助隊用資機材の整備に要する経費でございます。この緊急消防援助隊と申しますのは、消防の全国的な応援組織でございまして、都道

府県に対応できないような大きな災害が発生した場合には消防の部隊を派遣するものでございます。

それでは、次のページにまいりまして、個別に御説明を申し上げます。一つ目、原子力災害対策の拡充に要する経費でございます。予算額につきましては、昨年度800万円の予算を頂いておりましたが、今年度の概算要求につきましては調整中でございます。必要性でございますが、新潟中越沖地震等の過去の災害事例等を踏まえまして、地方公共団体等が行う消防防災対策について調査・検討を行うとともに、地方公共団体等への対処能力の向上を図るものでございます。

政策評価につきましては現在評価中でございますが、引き続き原子力施設におけます自衛消防体制等防火防災対策の充実強化を推進することとされてございます。

21年度の概算要求の内容でございますが、新潟中越沖地震の変圧器火災を踏まえまして、今年度は自衛消防隊と公設消防との連携強化のため、モデル訓練の作成を予定してございます。来年度におきましては特に現場指揮本部の機能につきまして焦点を当てまして、技術的に調査・検討していきたいと思っております。また、それとともに防災訓練あるいは各種会議等におきまして地方公共団体等に対しまして必要な助言、指導等を行いまして、消防活動能力の向上を図ることとしてございます。また、この施策につきましては経済産業省原子力安全・保安院と連携をして推進してまいりたいと考えてございます。

それでは、次のページでございます。緊急消防援助隊用資機材の整備に要する経費でございます。昨年度につきましては400万円の予算を頂いておりましたが、21年度要求額につきましては調整中でございます。必要性でございますが、放射性物質災害に備えた広域応援体制の整備促進を図るためということでございまして、期待される成果としましては、消防機関の対処能力が向上し、隊員の安全を確保しつつ円滑な消防活動が実施できるということを期待してございます。政策評価につきましては、先ほどと同様でございますが、引き続き原子力施設におきます自衛消防体制等防火防災体制の充実強化を推進していくこととされてございます。平成21年度の概算要求内容につきましては、放射性物質災害に対する教育訓練等に活用するため、消防大学校等に配備しております原子力防災用の機材の維持管理経費を要求するというところでございます。

説明につきましては以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

何か御質問、御意見ございますか。

この頃は保安院とのコミュニケーションはいいのですか。

(大嶋課長補佐) よくとらせていただいております。会議でも一緒に出席をさせていただいておりますし、平時におきましても非常に連携をとらせていただいております。特に保安院の方で火災対策室が設置されておりますので、特にそことの連携を今重点的に図ってございます。

(近藤委員長) よろしいですか。

どうもありがとうございました。それでは次をお願いします。

(土橋参事官) はい、それでは、続きまして、農林水産省からヒアリングをしたいと思います。農林水産省の農林水産技術会議事務局技術政策課の高橋課長補佐、それから消費・安全局植物防疫課の石川係長より御説明いただきます。よろしくをお願いします。

(高橋課長補佐) それでは、お手元の資料に基づきまして、農林水産省の21年度の原子力関係経費につきまして概算要求方針を御説明させていただきます。

私ども農林水産省におきましては、食料・農業・農村基本法、そしてそれに基づく食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農林水産研究基本計画に基づいた農林水産業の生産性向上、持続的発展、あるいは農林水産物・食品に関する研究を重点的に進めております。その一環として、原子力の利用につきましても、放射線利用技術の開発等に取り組むとともに、その成果を実際に現場に使うということで病虫害の根絶事業等を実施しております。

予算の全体像としましては2. のところがございますように、奄美群島や沖縄県における特殊病虫害の根絶事業。そして、2ページの、筑波の農林水産研究団地に設置しておりますR I 研修施設の運営の費用。また、これは別途文部科学省さんから御説明があると伺っておりますけれども、原子力試験研究費や放射能調査研究費を活用した取組を進めております。詳細な具体的内容につきましては、特にこの特殊病虫害根絶事業について説明いたします。こちらの方は様式2ということで3ページ以降でございます。3ページは全体の表でございますので、4ページを御覧ください。

沖縄や奄美群島には、サツマイモに非常に大きな被害を与えるアリモドキゾウムシなどのゾウムシ類が発生しております。実際の虫の写真は5ページのその他の最初のところに二つ、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの写真を、6ページの上半分には実際の被害を受けたイモの写真を載せております。このイモの写真を見ていただくと分かるように、非常に外観がひどい状態になります。しかし、外観だけであれば、例えば動物の餌に使うというような、

人の口に入る以外の用途も考えられるわけですが、この虫害を受けると非常に悪臭等が生じるということで、餌にもならない、まさに全く商品価値がなくなってしまうという非常に重大な病害でございます。このため、これらの発生地域から寄主植物を他の被害が未発生の地域に移動させないというような措置をとって害虫の侵入を防いでいるわけでございます。このような移動禁止措置、制限措置を行っておりますので、まず大きな被害を受けて価値がなくなるだけでなく、そもそも発生地域外に出荷できない形になっております。このアリモドキゾウムシ等につきましては、奄美あるいは沖縄県におきまして、放射線を当てて不妊化した虫を放つことにより野生虫同士の交尾の確立を下げ、子どもができる確率を下げること、根絶に向けた取組をしております。

また、同じような手法をとりまして、既に沖縄県においてはウリミバエの根絶を達成しております。ウリミバエについては実際に移動禁止措置も解除して、沖縄県の農業振興上非常に大きな効果を上げております。しかし、台風等の気象条件等によりましては、外部からこのミバエが入ってくる場合がございます。このため、ウリミバエにつきましても、根絶後ではございますが、再侵入を防ぐために、不妊虫の放飼を続けております。6ページの(3)には、ウリミバエの根絶事業の実際の事業費と放飼頭数の状況を掲げております。80年代は非常に金額も放飼頭数も多く、根絶に向けて力を入れていたわけですが、93年の根絶以降は、先ほど申し上げました再侵入を防ぐというレベルの放飼ということで、一定の金額を投入してきました。この放飼に使う施設が老朽化し緊急改修が必要になったために、2007年から2010年までは事業費を増額して要求することにしてはありますが、いずれにしても必要な頭数の放飼を続けて再侵入を防止し、しっかり農家の収入が確保されるように取組を進めていきたいと考えております。

この事業の推進にあたりましては、4ページの下段から掲げておりますけれども、学識経験者等の専門家を参集した事業の実施地区において検討会を開催しながら、効率的・効果的な実施を図っております。その具体的な内容としては、6ページの(4)でございますけれども、本年6月18日に開催した検討会では、学識経験者の方々から、まずウリミバエの方については、海外の発生状況をしっかり情報収集するよということ。また、実際の放飼量と、万が一発生した場合の対応策についてより検討を深めるよように、事業の効率化の観点から検討を進めるよということの御指摘を頂いております。

また、イモゾウムシ、アリモドキゾウムシの方でございますけれども、これは今まさに根絶に向けて取り組んでいるところでございまして、その推進にあたっては、不妊化処理をし

た虫と野生にいる虫とをより明確に区別する方法をきちんと調査、研究すべしということ。また、この事業の効率化を検討するためには、虫を効率よく捕獲する必要があるわけですが、その際に使うトラップの開発等を進めるようにという御指摘をいただいて、事業を効率的に推進しているところでございます。

あと、先ほど追加資料で1枚お配りしたのは、私ども農林水産省所管の独立行政法人である農業生物資源研究所に設置しております放射線育種場の紹介ペーパーでございます。この放射線照射を利用した品種の育成は、国民の皆様の生活に非常に身近な放射線の利用の分野の一つでございます。この下にありますように、これまでも様々な病気の抵抗性をもって農薬の使用量等を減らせる品種、あるいは商品性の高い非常に色や形が変わった花等を育成してきております。

この放射線育種法につきましては、平成20年度までは従来の原子力試験研究費を活用させていただきました。新たに措置された研究炉ホットラボ等の活用プログラムはこういった照射施設も対象になるということでございますので、しっかり独法にも働きかけながら、いい内容の応募を進めていきたいと考えております。

あと、様式3-1を御覧いただきます。18年10月に御決定をいただき、各省にもお示しいただいた食品照射専門部会の報告書への対応状況でございます。まず、我々農林水産省といたしましては、この2の(1)の②の部分のように、健全性について、知見の収集あるいは研究開発に取り組んでおります。

具体的には右側にあるように、海外の研究者等の講演などに、私どもの所管独法の研究者を参画させる等によりまして、知見を収集しております。また、原子力試験研究費をいただいております課題として、大豆を指標作物とし、そのアレルギー性の変動を見ながら照射食品の健全性の評価に関する研究等々を行う等、関連の研究開発に取り組んでいるところでございます。

また、検知技術につきましても、私ども関係省庁と連携をとりながら開発に努めております。具体的な近年の取組状況としては右側にあるように、先ほど御紹介した所管独法の農研機構、それに実際に食品表示のチェック等に取り組んでいる実施機関である所管独法の農林水産消費安全技術センターが共同研究いたしまして、実際に業者の皆さんが自主検査で照射についての分析を簡易簡便に迅速にできる方法の開発に取り組んでいるところでございます。

また、農研機構につきましては、東京都立の産業技術研究センターと共同研究いたしまして、ルミネッセンス法を使った簡易な迅速な照射の判定装置も開発をしております。これは

実際にメーカーから市販されているものを各企業で購入していただいて、自主検査、スクリーニングに使っていただいているというように報告を受けておるところでございます。

また、社会受容の向上、(3)の部分でございます。私どもは、国民に対して正確な情報をお伝えしていくということが非常に重要だと考えております。そして、それはできるだけ分かりやすい形で伝える必要があるということでございまして。この右側に掲げたように、農林水産省ホームページの消費者相談のコーナーに、現在唯一認められておりますバレイシヨの放射線照射について解説ページを置いております。

また、食品の照射や、我々が研究開発を進めております検知技術につきまして、独法の展示会や講演会、あるいは研究成果を取りまとめた冊子等々への掲載を通じまして情報発信しております。

また、外部で行われている学協会のセミナー等や講演会にも、こういった所管独法の担当研究者を派遣しまして、積極的にPRに取り組んでおります。

農林水産省からの説明につきましては以上でございます。

(近藤委員長) ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見どうぞ。

伊藤委員。

(伊藤委員) 日ごろ縁のないお話で大変興味を持って聞きましたが、このウミリバエを根絶した後もなお、ある頭数の不妊化した虫の放飼を維持しなければならないということについてはどういう調査、あるいは理屈に基づいて、この1万頭とか2万頭を維持しておられるのか、そのところをお伺いしたいのですが。

(石川国内検疫係長) そこは実際に根絶に成功した際の経験知からしかないとというのが実態でございます。やはり平成5年までで奄美群島からずっと南の方まで根絶をしていって、そのときにSN比、つまり不妊化した虫の放飼頭数と野生虫の比がどれぐらいで根絶できるかという話の中で、夏場であれば1週間当たり6,800万頭不妊化した虫を放てば、野生の虫が再侵入してきたとしてもそれは抑えられるという経験知で今やっているということです。ですので、資料にもございますが、学識経験者の方々からは、経験知だけではなくて、やはり研究も踏まえて効率的な運用というのをやっていかなきゃいけないよねということを指摘されているところなんです。しかし、世界的にも類を見ない事業ですので、効率化と一口に言っても難しい現状にあります。

実際、その1週間当たりの放飼数である6,800万頭をじゃあ4,400万頭なりに下

げたときに、實際上どのぐらい野生虫が侵入してしまうのかというのは見えないところでございますし、発生したらまた何百億と根絶するために経費がかかってしまうので、そのバランスをどうとるかが今後の課題というお話です。この事業には、沖縄県としても沖縄県単独でも支出をしておりますが、沖縄県のためだけではなく、我が国へのウリミバエの再侵入防止という国費を使った国の事業でございますので、そこはやはり「効率的に」ということが今後の課題です。

(近藤委員長)他に。松田委員。

(松田委員) 食品照射のことに私すごくこだわっているんですけども、放射線をきちっと勉強してくると、もっと食品照射への国民の皆さんの理解も進んでいくことが望ましいと個人的に考えているのですが、バレイショの照射を行っていますが、生産量に対するバレイショの照射率をみると余り増えてないですよ。その辺について、農林水産省としてはどのようにお考えですか。もう少し増やせばいいとか。それとも、消費者の、買う方の意志だからということなのですかね。

(高橋課長補佐) 消費者の選択や、あるいは生産者、供給側がどういう手法で芽止めをするかという選択というのは何か統制的にやるようなものでもございません。現実には各生産者、生産側の判断があって今の照射量になっているのだと考えております。

ただ、実際、食品照射についてはいろいろ国民の中に御意見があります。その中にはよく分からないから不安だというような方もいらっしゃるのとは確かでございますので、我々農林水産省といたしましては、食品照射に対して、正しい知識をきちんと国民の皆様に使っていただき、その上で消費者がどれを選ぶかを御判断していただくような形にしていきたいと思っております。そういう環境で国民に理解が深まれば、またこの食品照射を供給側が選ぶかどうかということにも影響してくるだろうと考えております。

何か一方的に国が旗を振ってこうしなさいということではないですが、やはりまず国民にしっかり理解をしていただくところは、我々行政側の責務として取り組んでいく必要があるのだろうと考えて進めているところでございます。

(近藤委員長)他に。田中委員。

(田中委員長代理) 予算とは余り関係ないこと、今日の説明では、育種の問題ですけども、非常に隠れた成果というか、国民にとってみると非常に役立っている。ここの事例だけでもそうですけれども、私が聞いているところではお米とかも放射線での突然変異によって改良したものを使っていることもあります。今後も食料自給率が40%ぐらいだという中で食料

問題がにわかにはクローズアップされていますけれども、気象変動で高温多湿とか非常にそういう気象条件が悪くなったときに、こういったものに耐性のある植物資源を作っていくというのは非常に大事で、遺伝子組み換えとか、こういった放射線を使う方法があるんだと思います。遺伝子組み換えの方は、それはそれでまた食品照射以上と同じようにいろいろ問題がたくさんある、国民の理解を得るのは大変。こっちの方は今のところそういう問題なくできるので、是非積極的にやって。γ線が、今までは歴史的にγ線が多いようですが、イオンビームも最近そういった変化を起こすのに効率よく使えるようになっていきますから、是非関係機関、原子力機構なんかの施設を多めに利用してやっていただきたいと思います。

(高橋課長補佐) 御指摘を踏まえて、各種線源の特徴などもきっちり活かしながら育種を進めるように取り組ませたいと思います。ありがとうございました。

(近藤委員長) 他に。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

(高橋課長補佐) ありがとうございました。

(2) その他

(近藤委員長) それでは、次の議題、その他ですが、事務局、なにかありますか。

(土橋参事官) 事務局の方からは特に議題はございません。

(近藤委員長) 委員の皆様方、何か御発言希望ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、次回予定を伺って終わりにします。

(土橋参事官) 次回、第34回は臨時会議として開催したいと思っております、7月31日、13時30分から、場所はここで開催を予定しております。

(近藤委員長) よろしいですか。

それでは、今日はこれで終わります。

ありがとうございました。

—了—